

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。

また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

【後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください】

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

※ご注意…平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

お問合せは、「国民年金保険料専用ダイヤル」へ **0570-011-050**

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【お問合せ】 むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

佐井村斎場「蓮精苑」利用時のお願い

斎場をご利用される場合は、次のことにご注意のうえ、ご利用ください。

＜施設利用時の注意事項＞

1. 斎場内では、必ず斎場職員の指示に従ってください。
※火葬所要時間は約2時間で、その日のうちにお骨上げをしていただきます。準備が整い次第、職員が声をかけるまで待合室にてお待ちください。
2. 副葬品について
 - ・生前、故人が愛用されていたものを棺の中に納められる副葬品などのうち、次のようなものは火葬炉の破損や、お骨に異物が付着する原因にもなりますのでご遠慮ください。また、ペースメーカー装着のご遺体については、火葬前に申し出てください。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ◇ドライアイス | ◇金属、ガラスなど（腕時計、めがね、鏡など） |
| ◇ビニール、プラスチック類 | ◇酒類 ◇危険物（ライター、スプレー缶など） |
| ◇多量の書籍、布団、毛布など燃えにくい物 | |

※故人が生前使用していた寝具類（布団など）については、村委託一般廃棄物許可業者へ連絡のうえ、粗大ごみで排出してください。なお、排出の際は、下記業者へ連絡のうえ、事前に事情を話して収集してもらうようお願いいたします。（料金は無料となっています。）

【村委託業者連絡先】

○有佐井清掃 ☎38-2011（大佐井・古佐井・原田・矢越・川目地区）

○有新アセス産業 ☎32-2841（磯谷・長後・福浦・牛滝地区）

3. 待合室には給湯設備やお茶道具等準備しております。ご使用後は使用者の責任で清掃、片付けをしてください。

4. 健康増進法の施行に伴い、斎場敷地内は禁煙となっておりますのでご協力ください。

【お問合せ】 住民・環境部門 担当：品田